

令和2年度 第7回香取市農業委員会総会議事録

令和2年10月7日

10月7日(水)香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を本庁5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
日程第3 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
日程第4 議案第4号 農用地利用配分計画案に対する意見について
日程第5 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第6 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
日程第7 報告第3号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は16名で、その氏名は下記のとおり

| | | | | | | | | | |
|-----|---|---|----|-----|-----|---|---|---|---|
| 1番 | 林 | 浩 | 2番 | 平 | 川 | 君 | 子 | | |
| 3番 | 石 | 橋 | 清 | 勝 | 4番 | 鈴 | 木 | 清 | |
| 5番 | 篠 | 塚 | 正 | 則 | 7番 | 寺 | 島 | 美 | 幸 |
| 8番 | 片 | 野 | 壽 | 夫 | 9番 | 海 | 老 | 澤 | 武 |
| 11番 | 飯 | 森 | 孝 | 12番 | 高 | 松 | 多 | 可 | 史 |
| 13番 | 鶴 | 澤 | 幹 | 司 | 14番 | 菅 | 谷 | 樹 | 雄 |
| 15番 | 林 | 藤 | 江 | 17番 | 大 | 堀 | 潔 | | |
| 18番 | 栗 | 林 | 利 | 男 | 19番 | 伊 | 藤 | 寛 | |

1. 欠席委員は2名、その氏名は下記のとおり

| | | | | | | | | |
|----|---|---|---|-----|---|---|---|---|
| 6番 | 遠 | 藤 | 宏 | 10番 | 富 | 澤 | 克 | 彦 |
|----|---|---|---|-----|---|---|---|---|

事務局職員出席者

| | | | | | | | | | |
|------|---|---|---|---|------|---|---|---|----|
| 事務局長 | 椎 | 名 | 正 | 志 | 管理班長 | 石 | 毛 | 明 | 子 |
| 農地班長 | 滑 | 川 | 典 | 文 | 主査 | 高 | 橋 | 亮 | 太郎 |
| 主事 | 大 | 崎 | 隼 | 矢 | | | | | |

開会 午後 2時56分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日出席委員は、16名です。

欠席委員は、6番 遠藤 宏委員、10番 富澤克彦委員でございます。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、令和2年度第7回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしくお願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、2番 平川君子委員、18番 栗林利男委員を指名いたします。

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第7 報告第3号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。令和2年10月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明いたします。

ページは1ページから6ページで、整理番号は1番から9番です。

整理番号1番、9番は、親子間で使用貸借権の再設定をするものです。

整理番号2番、3番、6番は、親子間、8番は、祖父・孫間の贈与により、農業後継者に所有権移転するものです。

整理番号4番、譲受人が農業経営規模拡大のため、売買により所有権移転をするものです。

整理番号5番、譲渡人が農業経営の新規参入のため、賃借権設定をするものです。

整理番号7番、譲渡人が農業経営廃止のため、売買による所有権移転をするものです。

以上、9件でございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第3班 班長 海老澤 武委員。

9番海老澤委員 去る、9月28日、月曜日午後1時30分より市役所301会議室において、第3班の事前審査会を開催しました。

提出されました農地法第3条の案件は9件であります。

案件については、書類および写真により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番、2番の2件について、1番 林 浩委員。

1番林委員 整理番号1番について、木内推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、父が経営移譲年金を受給のため、子に使用貸借権の再設定を行うものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり許可が妥当と判断いたします。
続きまして、整理番号2番について、吉野推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、母親が高齢のため農業経営を引退し、後継者である子が贈与により、所有権移転を受けるものです。

親子間の贈与であり、今後も適正な農地の維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 長 整理番号3番、4番の2件について、2番 平川君子委員。

2番平川委員 整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

伊東推進委員と現地調査を行いました。

この申請は、父親が高齢のため農業経営を引退し、後継者である子が贈与により、所有権移転を受けるものです。

親子間の贈与であり、今後も適正な農地の維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

続きまして、整理番号4番について、伊東推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地の隣接農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり、譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 長 整理番号5番、6番の2件について、4番 鈴木 清委員。

4番鈴木委員 整理番号5番について、鈴木推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営に参入するため譲渡人の農地に、賃借権の設定を行うものであります。

〇〇氏は、露地では〇〇〇〇〇、施設では〇〇〇の栽培を計画しており、〇〇〇〇や〇〇

〇〇〇〇〇〇などに販売を計画しており、経営面積は5年程度で21,000㎡を目標としております。

農業経営の実施計画書も香取農業事務所において、指導を受けながら計画を立てており、その内容においても適正で、賃借権設定後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

続きまして、整理番号6番について、鈴木推進委員の都合により地域担当の海老澤委員と、そして地主に現場に来てもらいまして意向を聞きながら現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、母親が高齢のため農業経営を引退し、後継者である子が贈与により、所有権移転を受けるものです。

親子間の贈与であり、今後も適正な農地の維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号7番について、7番 寺島美幸委員。

7番寺島委員 整理番号7番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

飛ヶ谷推進委員には、電話にて報告いたしました。

この申請は、譲渡人は農業経営廃止のため、農地を処分したい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

申請地は、譲受人の自作地から近く、通作に支障がないことから所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、所得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号8番について、9番 海老澤 武委員。

9番海老澤委員 整理番号8番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、祖父が高齢のため後継者である孫が贈与により、所有権移転を受けるものです。

祖父・孫間の贈与であり、今後も適正な農地の維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号9番について、14番 菅谷樹雄委員。

14番菅谷委員 整理番号9番について、菅谷推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、父が経営移譲年金を受給しているため、子に使用貸借権の再設定を行うものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求め。令和2年10月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは、7ページで、整理番号は1番です。

整理番号1番は、転用目的は太陽光発電施設用地、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、いずれも農業公共投資の対象となっていない小集団の農地のため、第2種農地に該当します。

以上、1件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第3班 班長 海老澤 武委員。

9番海老澤委員 事前審査会の審査結果について、報告いたします。

提出されました農地法第5条の案件は1件であります。

書類で審査した結果、農地法第5条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、6番 遠藤 宏委員ですが、本日欠席のため、事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局 代読させていただきます。

整理番号1番について、現地調査等を行った結果をご説明します。

場所は、〇〇〇〇〇から〇に約〇〇キロメートルにある〇〇〇〇〇〇〇から、さらに〇〇に約〇〇キロメートルに所在する〇〇〇集落内にある農地です。

この申請は、譲受人は〇〇〇〇〇〇〇に本店のある〇〇〇〇〇〇〇などを営む法人ですが、申請地を有効活用し安定収入を得るため、太陽光発電施設を設置する計画をしたものです。

申請地では、田に50センチほど盛り土を行い畑はこれと同じ高さまで切り土を行います。

雨水は、敷地内で自然浸透処理とし、汚水・雑排水はありません。

また、隣接農地との境界にはコンクリート製の土留めを設けることで、土砂等の流出を防止します。

なお、申請地は耕地整理組合より転用の同意を得ており、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。
令和2年10月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

令和2年度第7次農用地利用集積計画は、ページは8ページから36ページで、整理番号1番から65番です。

所有権移転が4件、7,991㎡で、このうち田が1,345㎡、畑が6,646㎡です。

次に、使用貸借権設定の新規が10件、畑で49,496㎡です。

次に、賃借権設定の新規が24件、113,880㎡で、このうち田が20,865㎡、畑が93,015㎡です。

次に、賃借権設定の再設定が10件、田で58,830㎡です。

次に、農地中間管理機構分について、賃借権設定の新規が17件、74,373㎡で、このうち田が68,697㎡、畑が5,679㎡です。

以上65件の第7次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 議案第3号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第3号 整理番号45番について、審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○ ○委員の退場を求めます。

(○番 ○○ ○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号 整理番号45番について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 整理番号45番について、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○ ○委員の入場を許可します。

(○番 ○○ ○委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第3号の45番を除く64件について、審議します。

これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

8番片野委員 整理番号25番から41番について質問します。

○○さんは何を作るのですか。

14番菅谷委員 主に○○を作付けしているようです。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第3号の45番を除く64件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第3号の45番を除く64件については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第4号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見を求める。令和2年10月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは37ページから43ページで、整理番号は1番から7番です。

賃借権設定の新規7件、74,373㎡で、このうち田が68,697㎡、畑が5,676㎡です。

以上、7件の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 議案第4号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第4号 整理番号2番について、審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号 整理番号2番は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 整理番号2番は、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第4号の2番を除く6件について、審議します。

これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第4号の2番を除く6件については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第4号の2番を除く6件については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第5 報告第1号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。令和2年10月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は2件です。

◎日程第6 報告第2号

事務局農地班長 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画(中途解約)の通知があったので報告する。令和2年10月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は29件です。

◎日程第7 報告第3号

事務局農地班長 報告第3号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので、報告する。令和2年10月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。
届出は1件です。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時25分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人